

08 福祉・介護の職業

福祉事務所・児童相談所などの行政機関及び老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの社会福祉施設における専門的な相談・援助・調整・指導などの仕事、高齢者・障害者を対象にした介護・支援計画の作成などの仕事並びに介護保険施設、障害者施設、高齢者・障害者の居宅などにおける身体介護・生活援助の仕事をいう。

この大分類に該当する職業は、次のいずれかの中分類に分類する。

- 049 福祉・介護の専門的職業
- 050 施設介護の職業
- 051 訪問介護の職業

049 福祉・介護の専門的職業

福祉事務所・児童相談所などにおける、相談・助言・援助・指導・調査・判定などの専門的な仕事、老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの社会福祉施設における、専門的な相談・助言・援助・調整・保護・援護・育成・指導・自立支援などの専門的な仕事、高齢者・障害者を対象にした介護サービス計画（ケアプラン）・訪問介護計画及び障害福祉サービス・障害児通所支援事業などにおける個別支援計画の作成の仕事並びに福祉用具の貸与・販売の仕事をいう。

この中分類に該当する職業は、次のいずれかの小分類に分類する。

- 049-01 社会福祉施設管理者
- 049-02 福祉相談・指導専門員
- 049-03 老人福祉施設指導専門員
- 049-04 障害者福祉施設指導専門員
- 049-05 児童福祉施設指導専門員
- 049-06 他の社会福祉施設指導専門員
- 049-07 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- 049-08 訪問介護サービス提供責任者
- 049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者
- 049-10 福祉用具専門相談員
- 049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

049-01 社会福祉施設管理者

老人福祉施設・障害者福祉施設・児童福祉施設などの福祉施設において、内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するものをいう。

ただし、認定こども園（幼保連携型）の園務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの〔029-03 幼保連携型認定こども園園長〕は除く。

- 施設管理者（介護施設）、障害者支援施設施設長、児童館館長、児童養護施設施設長、事務長（福祉施設）、短期入所生活介護事業所管理者、特別養護老人ホーム施設長、認

知症高齢者グループホーム管理者、保育園長、老人デイサービスセンター管理者、養護老人ホーム施設長

- × 事務局長（社会福祉法人）〔002-99〕、幼稚園園長〔029-02〕、幼保連携型認定こども園園長〔029-03〕、訪問介護サービス提供責任者〔049-08〕、児童発達支援管理責任者〔049-09〕、障害福祉サービス管理責任者〔049-09〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)社会福祉法人において課（課相当を含む）以上の内部組織の業務を管理・監督する仕事に従事するもの〔002-99 事務局長（社会福祉法人）〕
- (2)認定こども園（幼保連携型）の園務及び所属職員を管理・監督する仕事に従事するもの〔029-03 幼保連携型認定こども園園長〕
- (3)幼稚園の園務を管理・監督する仕事に従事するもの〔029-02 幼稚園園長〕
- (4)訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成、訪問介護員の指導・育成などの仕事に従事するもの〔049-08 訪問介護サービス提供責任者〕
- (5)放課後等デイサービスなどの障害児通所支援事業所において、障害児の個別支援計画の作成・評価、相談・支援などの仕事に従事するもの〔049-09 児童発達支援管理責任者〕
- (6)障害者福祉施設において、利用者のアセスメント、個別支援計画の作成・同計画の把握・評価などの仕事に従事するもの〔049-09 障害福祉サービス管理責任者〕

049-02 福祉相談・指導専門員

福祉事務所・児童相談所・障害者更生相談所・婦人相談所などにおいて、社会的保護・支援を必要とする児童・障害者・高齢者・女性などに対する相談・助言・援助・指導・調査・判定などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 家庭相談員、ケースワーカー（障害者更生相談所）、社会福祉士（福祉事務所：相談・助言・援助業務）、障害者福祉司、職能判定員、査察指導員（福祉事務所スーパーバイザー）、心理判定員（児童相談所）、児童心理司、児童相談所相談員、児童福祉司、相談支援専門員（福祉事務所）、福祉事務所ケースワーカー（現業員）、福祉事務所地区担当員、福祉事務所面接員、福祉ソーシャルワーカー、婦人相談所相談員、母子自立支援員
- × 生活相談員（老人福祉施設）〔049-03〕、相談員（社会福祉協議会）〔049-99〕、相談員（地域包括支援センター）〔049-99〕、病院ケースワーカー〔049-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別養護老人ホーム等の老人福祉施設などにおいて入居者・通所者の抱える問題について相談に応じる仕事に従事するもの〔049-03 生活相談員（老人福祉施設）〕
- (2)社会福祉協議会において各種の問題について相談に応じる仕事に従事するもの〔049-99 相談員（社会福祉協議会）〕

- (3)地域包括支援センターにおいて介護・医療・福祉など高齢者に関する相談の仕事に従事するもの〔049-99 相談員（地域包括支援センター）〕
- (4)医療機関において患者・障害者などの抱える問題について相談に応じる仕事に従事するもの〔049-99 病院ケースワーカー〕

049-03 老人福祉施設指導専門員

老人デイサービスセンター・老人短期入所施設・特別養護老人ホーム・養護老人ホームなどの老人福祉施設及び介護老人保健施設・介護付き有料老人ホームなどの施設において、入所者・通所者・家族に対する相談・助言・援助、入・通所者の生活指導、介護支援専門員・介護員及び地域・関係機関との連絡調整、入所手続きの支援、サービス利用開始前の面接・アセスメント、利用者の個別支援計画の作成などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 支援相談員（介護老人保健施設）、社会福祉士（高齢者福祉施設：相談・助言・援助業務）、生活指導員（老人福祉施設）、生活相談員（老人福祉施設）、生活相談員（有料老人ホーム）
- × 機能訓練指導員〔027-99〕、介護支援専門員〔049-07〕、施設介護の職業〔050：施設の種類に即して分類する〕、養護老人ホーム支援員〔050-01〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどにおいて、機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの〔027-99 機能訓練指導員〕
- (2)介護サービス計画の作成、介護サービスの利用に関する相談などの仕事に従事するもの〔049-07 介護支援専門員〕
- (3)特別養護老人ホーム・老人デイサービスセンターなどにおいて、要介護者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの〔050 施設介護の職業：施設の種類に即して分類する〕
- (4)養護老人ホームにおいて、入所者の生活全般の世話をする仕事に従事するもの〔050-01 養護老人ホーム支援員〕

049-04 障害者福祉施設指導専門員

障害者支援施設・障害福祉サービス事業所などにおいて、入所者・通所者に対する生活上の相談・助言、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、求職活動・職場開拓などの就労支援、各種の作業を通じた指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 作業指導員（障害者施設）、社会福祉士（障害者福祉施設：相談・助言・支援業務）、職業指導員（障害者施設）、就労支援員（障害者施設）、生活支援員（障害者支援施設：生活介護を除く）

- × 機能訓練指導員 [027-99]、職能判定員 [049-02]、心理判定員（児童相談所）[049-02]、障害者相談支援専門員 [049-99]、障害福祉サービス管理責任者 [049-09]、生活支援員（障害者支援施設：生活介護）[050-03]、障害者グループホーム世話人（生活支援）[058-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1)障害者支援施設において機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2)身体障害者更生相談所において障害者の職業能力を判定する仕事に従事するもの [049-02 職能判定員]
- (3)知的障害者更生相談所において障害者の心理判定の仕事に従事するもの [049-02 心理判定員（児童相談所）]
- (4)障害者相談支援事業所においてサービス利用計画の作成、相談・助言、連絡調整などの仕事に従事するもの [049-99 障害者相談支援専門員]
- (5)障害者支援施設・障害福祉サービス事業所において、利用者の個別支援計画の作成、サービス内容の評価、日中活動サービス事業者との連絡調整、サービスを提供する職員に対する技術的な指導・助言などの仕事に従事するもの [049-09 障害福祉サービス管理責任者]
- (6)障害者支援施設において入所者の入浴・排せつ・食事の介助などの日常生活上の世話をする仕事に従事するもの [050-03 生活支援員（障害者支援施設：生活介護）]
- (7)障害者のグループホームにおいて、食事・掃除・金銭管理・生活衛生の支援などの日常生活に必要な支援を行う仕事に従事するもの [058-99 障害者グループホーム世話人(生活支援)]

049-05 児童福祉施設指導専門員

児童養護施設・障害児入所施設・母子生活支援施設・児童自立支援施設・児童発達支援センターなどの児童福祉施設において、入・通所児童の生活指導・職業指導、家庭環境の調整、家庭生活などに関する相談・助言・援助などの専門的な仕事に従事するものをいう。

ただし、カウンセリング・遊戯療法などの心理療法の仕事に従事するもの [049-99 心理カウンセラー（福祉施設）] を除く。

- 家庭支援専門相談員、指導員（放課後等デイサービス事業所）、社会福祉士（児童福祉施設：相談・助言・支援業務）、障害児通所支援事業所指導員、少年指導員、職業指導員（児童養護施設）、児童指導員（児童発達支援事業所）、児童指導員（児童養護施設）、児童自立支援専門員、児童生活支援員、母子支援員
- × 機能訓練指導員 [027-99]、保育士 [029-01]、学童保育指導員 [030-01]、児童指導員（児童館）[030-02]、児童の遊びを指導する者（児童厚生員）[030-02]、児童発達支

援管理責任者 [049-09]、心理カウンセラー（福祉施設）[049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 児童発達支援センター・児童発達支援事業所において機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの [027-99 機能訓練指導員]
- (2) 保育所において乳児・幼児の保育の仕事に従事するもの [029-01 保育士]
- (3) 学童保育施設において児童の生活指導・世話などの仕事に従事するもの [030-01 学童保育指導員]
- (4) 児童館・児童遊園において、遊びや生活に密着した活動を通じて子どもの主体的な成長を支援する仕事に従事するもの [030-02 児童指導員(児童館)、030-02 児童の遊びを指導する者(児童厚生員)]
- (5) 障害児入所施設・障害児通所支援事業所において障害児の個別支援計画の作成・評価、相談・支援などの仕事に従事するもの [049-09 児童発達支援管理責任者]

049-06 他の社会福祉施設指導専門員

保護施設（救護施設・更正施設など）、婦人保護施設、母子福祉施設など 049-02～049-05 に含まれない社会福祉施設において、相談・指導などの専門的な仕事に従事するものをいう。

- 技能指導員（母子福祉センター）、指導員（婦人保護施設）、相談員（母子福祉センター）、作業指導員（更正施設）、社会福祉士（婦人保護施設、母子福祉施設：相談・指導業務）、生活指導員（救護施設）、生活指導員（更正施設）

049-07 介護支援専門員（ケアマネジャー）

介護支援専門員の資格を有し、居宅介護支援事業所・介護保険施設などにおいて、要介護者の食事、入浴、排せつなどの日常生活の状況把握、援助目標の設定、介護サービス計画（ケアプラン）の作成・管理及び提供されるサービスの評価（モニタリング）、介護サービス提供事業者との連絡調整、介護相談などの専門的な仕事に従事するものをいう。

地域包括支援センターにおいて、介護支援専門員に対する指導・助言、支援困難事例などの指導、介護サービス提供事業者間の連携などの仕事に従事するものを含む。

- 介護支援専門員、ケアマネジャー、主任介護支援専門員、主任ケアマネジャー
- × 介護保険認定調査員 [049-99]、介護予防支援担当者（地域包括支援センター）[049-99]

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

- (1) 要介護認定の申請をした介護保険の被保険者の居所を訪問して、所定の調査

事項について本人から聞き取り調査を行う仕事に従事するもの〔049-99 介護保険認定調査員〕

(2)地域包括支援センターにおいて要支援者の介護予防ケアプランを作成する仕事に従事するもの〔049-99 介護予防支援担当者（地域包括支援センター）〕

049-08 訪問介護サービス提供責任者

訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成、同計画の実施状況の把握、利用者の状態の変化及びサービスに関する意向の把握、訪問介護員に対する具体的な援助目標・援助内容の指示、訪問介護員の業務管理・育成・指導などの仕事に従事するものをいう。

○ 訪問介護サービス提供責任者

× 訪問介護員〔051-01〕

なお、要介護者の居宅を訪問し、入浴・排せつ・食事の介助などの身体介護、掃除・洗濯・買い物などの生活援助を行う仕事に従事するものは、〔051-01 訪問介護員〕に分類する。

049-09 障害福祉サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者

障害者支援施設及び生活介護・自立訓練・共同生活援助・就労移行支援・就労継続支援などの障害福祉サービスの提供事業所において、利用者のアセスメント及び個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握・評価、日中活動サービス事業者・関係機関との連絡調整、サービス提供職員に対する技術指導・助言などの仕事に従事するもの（障害福祉サービス管理責任者）、障害児入所施設及び放課後等デイサービス・児童発達支援センターなどの障害児通所支援事業所において、利用者のアセスメント及び個別支援計画の作成、同計画の実施状況の把握・評価、療育の管理などの仕事に従事するもの（児童発達支援管理責任者）をいう。

○ 児童発達支援管理責任者、障害福祉サービス管理責任者

× 機能訓練指導員〔027-99〕、障害者相談支援専門員〔049-99〕

なお、以下のものは、それぞれの分類項目に分類する。

(1)障害者支援施設において、入所者の機能訓練計画書の作成、日常生活に必要な機能の維持・回復のための訓練などの仕事に従事するもの〔027-99 機能訓練指導員〕

(2)障害者に対する相談支援事業を提供する事業所において、サービス等利用計画案の作成、日常生活の自立に関する相談・助言、障害福祉サービス事業者との連絡調整などの仕事に従事するもの〔049-99 障害者相談支援専門員〕

049-10 福祉用具専門相談員

福祉用具貸与・販売事業所、福祉施設等において、福祉用具の選定相談、相談にもとづく福祉用具サービス計画の作成、福祉用具の貸出・販売、適合・取扱説明、利用者の居宅での用具の設置・調整・点検などの仕事に従事するものをいう。

○ 福祉用具専門相談員

× 福祉用具販売員 [045-14]、福祉用具レンタルショップ店員 [058-03]

なお、福祉用具販売店・レンタルショップなどにおいて、福祉用具・介護用品を販売、貸出する仕事に従事するものは、[045-14 福祉用具販売員、058-03 福祉用具レンタルショップ店員] に分類する。

049-99 その他の福祉・介護の専門的職業

社会福祉協議会などの福祉団体における相談・助言・援助、福祉施設における心理相談、学校における福祉援助業務、医療機関における患者、障害者などに対する相談・助言・援助、介護保険の認定調査、介護予防ケアプランの作成、その他 049-01～049-10 に含まれない福祉・介護の専門的な仕事をいう。

○ 心理カウンセラー（福祉施設）、スクールソーシャルワーカー、相談員（社会福祉協議会）、相談員（地域包括支援センター）、医療ソーシャルワーカー（MSW）、精神医療ソーシャルワーカー（PSW）、介護保険認定調査員、介護予防支援担当者（地域包括支援センター）、障害者相談支援専門員、病院ケースワーカー、福祉活動専門員（社会福祉協議会：相談業務に従事するもの）、臨床心理士（福祉施設）、公認心理師（福祉施設）、社会福祉士（地域包括支援センター：相談・指導・援助業務）、精神保健福祉士（MHSW）

× 福祉用具専門相談員 [049-10]

なお、福祉用具の選定相談・貸与・適合などの仕事に従事するものは、[049-10 福祉用具専門相談員] に分類する。